該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　令和七年十月二日から国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和七年十月一日現在における人口の確定数が官報で公示された日の前日までの間に市町村の廃置分合若しくは境界変更があったとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定に基づいて当該廃置分合若しくは境界変更又は境界の確定を考慮した令和七年十月一日現在における当該市町村の人口を告示するまでの間、当該市町村に対する第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第七条の二の十四の規定の適用については、同条中「当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村（特別区を含む。次条において同じ。）の人口を告示したときは、その人口」とあるのは、「同年十月二日以後において市町村（特別区を含む。次条において同じ。）の廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の人口を関係市町村の人口に加え、又は関係市町村の人口から減じたもの」とする。

○国土交通省令第八十四号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）及び物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百二十九号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第一項及び第三項第三号並びに第五項第三号及び第九項（これらの規定を同法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道路管理者の意見の聴取） **第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があった場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第六条第四項第八号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。 2　（略） （貨物自動車中継輸送実施計画の認定の申請等） **第四条の二**　法第二十九条の六第一項の規定により貨物自動車中継輸送実施計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　法第二十九条の六第二項各号に掲げる事項	（道路管理者の意見の聴取） **第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があった場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第四条第十四号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。 2　（略） （新設）